

改正

令和6年3月19日告示第6号

韮崎市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市広報
- (2) 韮崎市ホームページ
- (3) 封筒、刊行物その他市長が広告の掲載を適当と認めるもの

2 広告媒体として活用できるものについては、その推進に努めるものとする。

(掲載の範囲)

第3条 掲載することができる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 市が広告の対象となるものを推奨しているものと誤解を招く表現のもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (9) 市税等を滞納している者の広告
- (10) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載の優先順位（以下「優先順位」という。）は、次のとおりとする。

- （１） 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
 - （２） 私企業のうち公共性のある企業で、市内に事業所等を有するもの
 - （３） 前２号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、市内に事業所等を有するもの
 - （４） その他広告として掲載することが適当であると市長が認めるもの
- （掲載の規格等）

第5条 広告の規格、枠数、掲載位置等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

２ 広告の掲載は、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないように、十分配慮して行わなければならない。

（掲載料）

第6条 広告の掲載料は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

（掲載希望者の募集）

第7条 市長は、広報にらさき等により広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を公募するものとする。

２ 市長は、前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者が募集する広告の枠に満たないときは、第4条各号に規定するものに対し、広告の掲載の案内をすることができる。

（掲載の申込み）

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、市長に申し込むものとする。

（掲載の決定等）

第9条 市長は、前条の規定による広告の掲載の申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、次条に規定する韮崎市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

２ 前項に規定する広告の掲載の可否決定を行うに当たり、同一広告掲載位置に、優先順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

３ 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書（第2号様式）又は広告非掲載決定通知書（第3号様式）により、その結果を申込者に通知するものとする。

４ 広告の掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物等を提出するものとする。

(韮崎市広告掲載審査委員会)

第10条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長はデジタル戦略課長をもって充て、委員は委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。
- 5 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 6 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ回議による審査をすることができる。
- 7 委員会の庶務は、デジタル戦略課において処理する。

(掲載料の納付)

第11条 広告の掲載料は、掲載を決定した後、市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 版下原稿及び広告物等の作成経費は、広告主が負担するものとする。

(掲載の取消し)

第13条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、又は市長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、若しくは広告の掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(掲載料の還付)

第14条 既納の広告の掲載料は、還付しない。ただし、広告の掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかった場合は、この限りでない。

(広告媒体所管課が行う事務)

第15条 広告媒体を所管する課は、第5条及び第6条に規定する広告の規格、掲載位置、掲載料その他広告の掲載に必要な事務を行うものとする。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に廃止前の蕪崎市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成19年2月蕪崎市訓令乙第5号）の規定によりなされた決定その他の手続は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和6年3月19日告示第6号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）
第1号様式（第8条関係）

広告掲載申込書

年 月 日

（宛先） 菰崎市長

申込者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（電話番号）

（FAX番号）

菰崎市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、広告の原稿案等を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告媒体の種類（番号に○を付けてください。）

（1） 広報にらさき

（2） 菰崎市ホームページ

（3） その他（ ）

2 掲載希望

（1） 広報にらさき 年 月号から 月間 枠

（2） 菰崎市ホームページ 年 月1日から 月間 枠
（リンク先URL：http:// ）

（3） その他（ ）

3 広告の掲載場所 市が指定した場所（ ）

4 添付書類

（1） 広告の原稿案 別添のとおり

（2） 広告に関する事業の説明資料 別添のとおり

5 申込みに当たっての承諾事項

（1） 菰崎市有料広告掲載の取扱いに関する要綱を遵守します。

（2） 私の貴市分市税等納付状況調査に同意します。

※申込者の住所（所在地）が市外の場合は、市民税の納税証明書（前年度分）を添付してください。

年 月 日

様

蕪崎市長

印

広告掲載決定通知書

年 月 日付けでお申込みをいただきました広告の掲載につきましては、
審査の結果、下記のとおり掲載することに決定しましたので、蕪崎市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

1 広告媒体の種類

2 広告掲載期間等

3 広告掲載場所

4 広告掲載料 円

5 広告掲載料の納入 年 月 日までに、同封の納入通知書により、指定の場所に納入してください。

6 版下原稿又は広告物等の提出期限 年 月 日

7 その他

年 月 日

様

蕪崎市長

印

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けでお申込みをいただきました広告の掲載につきましては、
審査の結果、下記の理由により掲載できないことに決定しましたので、蕪崎市有料広告掲
載の取扱いに関する要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

1 広告媒体の種類

2 非掲載の理由